



<論説>N. W. シイニョアの経済政策論について

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2009-08-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 福原, 行三 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00002293

N・W・シイニョアの經濟政策論について

福原行三

前回〔本誌二十二号〕に、N・W・シイニョアの經濟学の性格をみるために、理論と政策の關係を中心にして考察した。この問題については、さらに經濟理論自体を取上げる必要があるが、それはしばらくおき、本稿では、かれの政策思想を検討しよう。

Introductory Lecture on Political Economy, 1826, 1827. におけるシイニョアは、理論と政策を含めた經濟学の体系を考えたが、*An Outline of the Science of Political Economy, 1836.* 以来、政策論を經濟学の枠内から排除してしまつた。しかし、これによって政策の有用性を否定し去つたわけではなく、經濟学者としてよりも、もっとひろく「政治家あるいは道德家として」考えるべきものとしたのである。シイニョア自身の数多くの實際的發言および行動は、言うまでもなく、この後の立場からなされたものである。ちなみに、かれは二五才の頃に救貧法改正の意見を懐いており、一八三三年に救貧法委員会の一委員に任命され、尨大な資料の蒐集整理に当り、翌三四年二月に提出された委員会報告書の大半（四分の三）を執筆している。そのほか、工場委員会委員（三七年）、アイルランド救貧法委員会委員（四一年）、教育委員会委員（五七年）を務めたりした。かれが、理論と政策を区別し、經濟学の範圍を前者に限定し

たのは、こうした実際的な活動の結果であり、アイルランドの調査の結果、非経済的要因への配慮の必要を痛感したからであると観察されている。⁽¹⁾

(1) 高橋・浜田訳『シイニョア経済学』昭和四年 解説一〇〜一一ページ。

M. Bowley, *Nassau Senior and Classical Economics*, 1937, p. 51.

二

まず政府の一般的機能についてみよう。政府が経済に対してなす干渉、すなわち政府の機能については、従来ミス流の見解が支配的で、この狭い限界を越えてなにか有用と思われることを為せば、その意図とは全く逆の結果しか得られないとして、反対されてきた。これについてシイニョアは、つぎのように言う。

「政府がこの狭い限界を越えるや否や、人々をして安全にのみならず幸福にしようとするや否や、政府が人々の福祉に最も役立つと考える信念と行動を行ってゆくや否や、政府が人々をして富裕になるように強制しようとするとき、そしてもしかれらを貧困の害悪から保護しようとの企てに失敗するならば、——これらは失敗しがちな企てであり、立法者の意図とは逆の結果が出がちであり、治癒しようとした害悪を悪化させがちであるので、……多くの政治思想家は、それらはなされるべきでない」と主張してきた。しかし、この反対論は断呼として絶対に支持されない。⁽¹⁾

「政治の唯一の合理的な基礎、統治する権利とそれに関連した命令に従うという義務との唯一の基礎は、便宜(*expediency*)すなわち社会の一般的利益である。被治者の福祉のためになることはなんでもするのが政府の義務である。この義務に対する唯一の限界はその力である。そして、独立国家の無上の政府は必然的に絶対的なものであるから、その力への唯一の制限は肉体的あるいは道徳的無能である。そして、なすべきことがその義務であるような

ものは、なんでも為す権利を必然的にもたねばならぬ。⁽²⁾

「私が論駁している意見は、政府の諸力のあるものを行使することにもなう便宜は、他のものの行使による便宜よりも明白であるという事実から生じてきたように思える。政府が生命・財産を保護することは、明らかに便宜である。しかし、もし政府がなんらか他の機能を遂行することが便宜であると示されうるならば、それらをなすことがその義務であり権利である。便宜は証明することがむづかしいかもしれぬ。そして、その証明がなされるまでは、義務や権利は起らない。しかし、証明がなされたときには、それらは完全である。そのような事柄において政府は誤りを犯すかもしれないことは事実である。本当に有害なときに、その干渉は有用であると信じるかもしれない。そのような誤りを犯さない政府はない。干渉すればするほど、誤りを犯しがちになるものである。他方、干渉しないことがまた誤りを犯すかもしれない。この場合は、積極的な誤りでなく、消極的な誤りである。政治的知識の進歩はこれら両種の誤りを少くするにちがいない。しかし、あらゆる誤りのなかで最も致命的なものは、政府が保護を提供する目的のほかには、いかなる目的でも干渉する権利がないとの命題を一般的に認めることであるように思える。けだし、そのような認識は経験からえる利益を妨げ、あるいは利益をすら否定するからである。⁽³⁾

これらによってみると、要するにシイニョアは、従来のスミスの政策思考に不満を表明し、「便宜」の観点から政府の干渉を要するものが、多々あることを認めているのであって、「われわれはかれ」——J・S・ミル」とともに、便宜の理論への制限すなわち例外は、絶対的でないということに同意する⁽⁴⁾とも言っている。そして、ミルが政府の必要的職能とともにその一半を構成するとした「随意的職能」(optional function) について、optional という言葉は、

「恩恵 (boon) とか讓歩 (concession) なる語のごとく、一国の政府が、その思慮分別において、採用しあるいは排斥してよい有用な方策があるように思わせる」⁽⁵⁾から、好ましくないとしている。しかし、ミルが、そうすることにもなう便宜が明確な分野における政府の干渉と、説明を要する分野のそれとに分けていることには、賛意を表明してい

る。

かくのごとく、政府の職能が従来の消極的な狭い範囲に限られることには、便宜の観点から反対するのであるが、同時に、政府が干渉するに際しては、国民の創意がそこなわれないよう絶えず留意せねばならないことをも、ミルトともに強調する。すなわち、「政府の干渉の拡大に対する最大の反対は、国民を指導の糸であやつる傾向があるということ、それなくしては管理の術を得ることを不可能ならしめるところの実践を国民から奪いとることによって、国民をして自身の事柄を処理する力を失わせること」⁽⁶⁾であるとして、過度の保護・干渉をいましめてゐる。その例として、大陸の中央当局の管理の過度な国を指摘し、該当局が国民の教育や道路・公共建造物の提供のみならず、産業を管理し、国民に世襲的な仕事や住居さらには世襲的党派を確保させ、公私あらゆる事柄について面倒をみてゐるが、こういう国では、平時における国民のおとなげなき、怠惰さ、それから中央政権がその支配力を失ったときの国民の気遣いじみた性格など、これらはすべて、この権力の集中化・過度の干渉に起因するとしている。⁽⁷⁾ここでシイニョアは、大陸の集産主義を批判するとともに、博愛的温情主義をも非難しているわけである。

(1) N. W. Senior, *J. S. Mill on Political Economy*, Edinburgh Review, Oct., 1884. p. 331. also cited in S. L. Levy, *Senior's Industrial Efficiency and Social Economy*, 1928, Vol. II, p. 302.

(2) (3) N. W. Senior, *Power of Government to Alter the Degree in Which Wealth is Desirable*, New Lectures between 1847-52. S.L. Levy's. Vol. II, p. 302.

(4) N. W. Senior. *J. S. Mill on Political Economy*, p. 331.

(5) N. W. Senior, *op. cit.*, p. 332. Levy's, p. 302.

(6) N. W. Senior, *op. cit.*, p. 334. Levy', pp. 302-3.

(7) N. W. Senior, *op. cit.*, p. 335. Levy's p. 303.

三

貧困の害悪を減少させる政策を吟味するまえに、富の増大策をみよう。シイニョアは富の積極的利益を減少させる場合として、スミスの司法に関する一節を引用して、富の追求したがってその増加にとっての重要な基礎的要因にふれている。それは、政治的社会的制度や国民性である。まず前者からみよう。

大抵の野蛮国や未開発国、さらには文明国でも、財産の安全の保証されていないところでは、富の獲得および保持の動機や、富を人に誇示するという願望が破壊され、産業の振興・富の増大・人口増加は望まれえない。つまり、アジア的専制主義とか、不完全な私有財産制、不備不合理な税制のもとでは、人々の意欲が阻害されるところから、「富の積極的利益が減少させられる。」⁽¹⁾ こういう型の政府の干渉には、シイニョアは反対する。

右の例として、シイニョアは、アイルランドやトルコやエジプトやギリシャをあげる。アイルランドでは、土地制度や税制の不備から、住民は勤勉心をそこない、農業が進歩しない。⁽²⁾ エジプト、ギリシャ、トルコでは、税金の搾取で同じく勤勉心を害している。このうちトルコについては、制度が改善されきたったが、富や人口が減少してきたのであって。その最大の理由として、かれらは生産者 (producer) でなく、そのうえ勤勉・知能・先慮の心をもたないことをあげている。生産者でなく、買物をしたり (shopping)、サービス・娯楽関係に熱中するという、不生産的な産業に関係しているものであることを指摘している点は、今日にあっても注目すべき敘述である。かくのごとく、なんら生産しないで、欲するものを占取した土地・国から入手していた結果、全く貧乏になった。この貧困をやわらげるためにかれらの採用した策は、女兒嬰兒の殺戮であり、他方男子は徴兵にかかるので、人口は減退することになった。尤も、かれらといえども、当初からレパント海戦およびウィーンの敗戦までは、希望にみちた・熱意ある・独立独行の、そして公共精神に富んだ国民性をもっており、これらは要するに物的繁栄をもたらす資質ではあるが、やがて怠

惰・浪費的・不慮慮になつてきたのである。そこでかれらの蔭で、教育熱心なギリシヤ人が次第に重要なポストを占め始めた。かくのごとく、墮落したトルコ人にも、なお、真面目さや、運命に対する冷静さ、あいそよく慈善心があるといった美德があつたが、それも繁栄の光の蔭でしぼんでしまった。かくて、「かれの最大の不幸は、ヨーロッパ民族が所持している無限の改良能力をもつていないことである」として、経済発展にとって、改良の精神さらに根本的に国民性の重要なことを指摘している。⁽³⁾

政治、社会制度については、前述の集産主義の批判のほか、カースト制や貴族と平民の区別のごとく、出生によつて社会的榮譽を限定するものを指摘し、各人がこのような制約を受けるところから、富の望ましい程度が著しく減じられるとし、このことは富の増大にとって制度的制約となる旨を指摘している。⁽⁴⁾

なお、社会制度ではないが、半文明国なかんずく東洋における一種の社会現象に注目し、それも経済の発展を阻害することを指摘する。すなわち、兇眼 (evil eye) の恐怖、強奪の恐怖、各家族間の交流の欠如などは、「消費への主たる動機を取払ってしまう。」これらの恐怖があると、たとえばエジプトのごときは、入超で金の流入があつても退蔵されてしまい、生産資金として企業に利用されないで終る。⁽⁵⁾

以上のごとく、シイニョアは、富の増大にとって悪い影響を与える政府の干渉として、社会的・政治的制度に属するものを、具体的史実を伴つて、あげている。先進国にとっては、こういう制度はずでに歴史的に過去のものであるが、おくれた国々にはなお存続しているものである。逆説的に言えば、私有財産制度を確立した市民社会が、富の増大にとって制度的に望ましいということを言わんとするものと解せられる。富の増大にとって、経済的条件に先立つ基礎的条件を検討したJ・S・ミルと類似の論理がここに思い浮べられる——尤も後者ほど体系的ではないが、資料的には遙かに豊富である。こういう制度的な面は、国民性と相俟つて、今日においても重要なものであることは、たとえばインドなどでは、貧に安住する宗教心が封建遺制と相俟つて、経済の発展を阻害する大きな要因となっている

ことをみても納得ゆくことである。

- (1) N. W. Senior, *Power of Government*, pp. 1-5. in Levy's, Vol. I, pp. 78-9.
- (2) N. W. Senior, *op. cit.*, pp. 5-12. in Levy's, pp. 79-81.
- (3) N. W. Senior, *A Journal Kept in Turkey and Greece*, 1859, p. 210-28. Levy's pp. 88-8.
- (4) N. W. Senior, *Power of Government*, pp. 12-5. in Levy's, pp. 88-9.
- (5) N. W. Senior, *Conversations and Journals Kept in Egypt and Malta*, 1882, vol. 1, p. 221-4. Levy's, pp. 88-90.

四

つぎの問題は、「貧困の積極的不利益を減少させる」こと、すなわち、「貧困の害悪のあるものをやわらげる目的で政府が干渉する場合」である。これは、貧困そのものを、その源を絶つことによって絶滅するのではなく、その存在を既成事実として肯定し、それにとまなう害悪を減少させようとするもので、社会政策的なものである。なお、前者すなわち貧困そのものをなくする政策としては、早期結婚の防止や相続法をあげているが、論述はみられないようである。⁽¹⁾

まず住宅・衛生対策について。疾病と悪徳の温床を一掃し、不健康な悪環境をなくするために、政府は排水渠のない家を建てたり、路地や、後ろ向きに接して家を建てたりすることは禁止できる。さらに、壁の大きさや厚さを規制できる。道路の舗装を規定することもできる。「誰も人が他人を害するのを防ぐ国家の権利を否定しはしない。排水渠のない小屋の家並をつくることを禁止するとき、国家はその権力を行使しているのである。しかし、人がかれ自身を害することを防ぐように国家が干渉する権利は、立法者がその人自身よりも、その人についてよく知っているということを前提とする。いまの場合、この前提は正しい。」⁽²⁾

尤も、一般論としてかく肯定しながら、たとえば環境の悪い既存の建物をどう規制するか、自分で然るべく賢明に振舞いえない人々に住居を供することは物理的に困難であるが、これをどうするかということについては、シイニョ

アは明確でない。

つぎに労働時間の規制の問題である。まず、休日についてであるが、宗教的事情から殆んどすべてのクリスチャンの国の政府は、日曜休日を支持している。シイニョアによれば、「これは疑もなくよい制度であり、古代文明に対する現代文明の優越さがよってもって依存している制度の一つである。富者にとってすぐれて有益であるけれども、貧者にとつてはなお一層有益な制度である。」⁽³⁾ しかし、シイニョアは、こういう宗教的事情に基づく制度が、宗教的感覚がなくなつてからも続くかどうか確信がもてないとしている。

これよりもヨリ問題になるのは、労働者に有利であるとの理由で、労働時間を制限する工場立法である。⁽⁴⁾ 一八三三年には、一三才以下の子供の一日八時間以上の労働を、一三—一八才のものゝ夜間労働および週六九時間以上の労働、一日一一・五時間以上の労働を、それぞれ禁止する法律が認められ、一八四四年には、子供の一日の労働時間を六時間に、婦人の深夜労働および一日一一・五時間以上の労働を禁止する規定がなされた。さらに三年後には、一八才以下のもゝと婦人の労働時間を一日一〇時間内、もしくは週五八時間内に制限することが論議された（この項の叙述は一八四七年であるためここまでしか言及がない）

シイニョアによると、工場立法に対して二つの反対がみられる。一つはスミスの放任原理で、第三者に直接関係する行為については政府に統制権があるが、他人には直接害のない行動は自由たるべしというのである。これに対してシイニョアは、「私は個人の意思にいかように干渉しようと、社会の一般的福祉に役立つ政策をとるのが政府の義務であり、したがつて権利である」として反対する。他の反対論は、第三者に間接的に害のある行為にだけ政府は干渉する権利があるということである。これについてシイニョアは、航海に必要なものを整備することなしに移民することを政府が禁じたり、伝染病が発生するような住居に住むことを禁じる場合は、間接的に第三者に害があるから政府に干渉権があるが、労働時間の一般的制限のごとく、労働者をかれの意図に反して保護するべく有利に干渉しうるかど

うかを判断する資格が政府にあるとは認められないとする。すなわち、この問題については、政府は各人よりもヨリよく判断しうると考えることはできず、時にそれが可能な場合があつても、全体としての逆のケースによって相殺されて余りあり、悪い結果になるから、「多くの場合に悪いという例外を認めることよりも、一般則として不干渉を規定する方がヨリ宜しい」とする。要するに、シイニョアは、労働時間を制限する工場立法については、労働時間なるものの判定は個々の労働者とその利害関係によって決定してゆくべきことで、こういう点は政府が有効に判断しうる資格はないとの理由で賛成しないのである。これに関連してつぎのようなことをシイニョアは言っている——最高当局は必然的に制約を蒙らないから、また当局と国民の間に仲裁者は存しないから、国民の行動への干渉と不干渉との中間物なるものは存しない。「政府それ自体は、それが仮定する前提の真実性についての、および前提から引出される結論の正しさについての判断者たらねばならない」と。

パウレイの指摘するごとく、⁽⁶⁾かれは労働者の過度労働したがってその害悪という観点からではなく、政府は個人よりも労働時間についてヨリよく知っているという前提の正否の議論にとどめている。この点、J・S・ミルが、労働階級にとって労働時間短縮が有利になり、且つその要求を有効にする場合には、これを法的に裏付ける必要があるとして、自由放任の原則の例外の一つに数えているのと対称的である。⁽⁷⁾（ただし、ミルも現状ではかかる法律を必要とはせず、また推奨することもできないとしている。）

なお、シイニョアの工場法に対する以上の見解に関連して述べておくべきことは、一八三七年の *Letters on the Factory Act* における反対論である。そこでは利潤最終一時間説にもとづき、労働時間短縮は利潤を減少しないし破壊し、ひいてはイギリスの産業を破壊し、労働者も結局雇用されなくなるとの理由で、十時間労働制に反対する。それは、パウレイの指摘するごとく、個人的自由の侵犯といった右に述べきった観点からではなく、全く経済学的な理由からの反対論であつたので、換言すれば経済学者としての意見であつて、政治家としてのそれではなかつた。シイニョ

アにとっては、その後の発展した立場からは昔のものと言えるが、関連あるのでここに附記した次第である。

労働時間短縮についての政府の干渉は一般論としては以上のごとく認められないが、しかしその反対論は、子供についてはあてはまらないと考える。⁽⁸⁾かれらは自身のことについてよく判断しえず、またかりに可能であっても自由な行為者 (agents) でないし、さらに両親もかれらの利害を判断するに充分であるとは言えないからである。むしろ子供の過度労働は両親の態度に原因するとする。かくて子供の労働時間制限についてはこれを認める。子供の範囲は一六才までとみている。

最後に婦人労働の問題である。⁽⁹⁾当時、婦人は男子にくらべて種々な面で劣るとされ、したがってその労働時間や労働の種類については、子供と同じく特別の規定が必要とみられ、現に工場立法もこの主旨で制定され、また審議されているが、これについてシイニョアはミルと同じく、彼女ら(一六才以上)は男子と同じく十分な判断力や能力を具えているとの理由で、特別の規定を作ることに対抗し、かかる形の政府の干渉は悪いとする。とはいえ、特別な場合として、炭坑での婦人労働を禁止する一八四二年の法律には賛意を表明する。この労働は不道德の源であり、悪しき妻・悪しき母を生じさせることになるからである。尤もこれには生活の問題がつきまとうてくるが、この点シイニョアは、もし富者階級が一般的善のために犠牲を蒙っていたら補償を要求していたであろうから、貧者の場合にも、貧困の害悪の中に不注意——貧者の個人的利害が立法府や特殊なヒューマニティを公言する人々によって処置された際にもなうところの——をも含めて考えるべきだとして、職を失うことに対する特別の配慮の必要なことを認めているようである。

- (1) M. Bowley, *Nassau Senior and Classical Economics*, 1937, p. 266. f. n.
- (2) N. W. Senior, *Power of Government*, in Levy's, Vol. II, p. 304.
- (3) N. W. Senior, *op. cit.*,—concluded, in Levy's, pp. 305-6.
- (4) N. W. Senior, *op. cit.*, in Levy's pp. 305-307.

- (5) N. W. Senior, *op. cit.*, in Levy's, p. 308.
- (6) M. Bowley, *op. cit.*, p. 269.
- (7) J. S. Mill *Principles of Political Economy*, Bk. V, chap. XI. §12.
- (8) N. W. Senior, *op. cit.*, in Levy's, pp. 307-8.
- (9) N. W. Senior, *op. cit.*, in Levy's pp. 308-11.

五

つぎは救貧対策として当時の最大の問題の一つであった救貧法である。これはシイニョアが最も力を入れて研究したもので、多くの資料があり、したがって詳細にそれらを見ることは割愛せねばならない。概観にとどめておこう。

そもそも、シイニョアによると、栄養の不十分なことによる疾病は甚しい不幸で、このような不幸ないしその恐怖を除去することは、「可成りのものでないにしても、人生の害悪の減少である。」⁽¹⁾ 現実にこの害悪に悩んでいる者の比率はわずかであるが、その不安から全く解放されている者はごく少数である。豊かで富める国はこの困窮をなくする力があるけれども、その力の行使が有効になされるとは限らない。道徳原理の最も有用な勤勉と節儉の動機——これらは富の増大にとって重要である——を弱めないようになされねばならないのであるが、貧困の救済はこれらの動機を破壊し、結局、貧困を救済する法は大なる利益のために非常に高価な犠牲を払うことになる⁽¹⁾と考える。

ところで、シイニョアによれば、他人の困窮を救済しようとする衝動は人間性の一つのあらわれとして、ヨリ恵まれた者が懐くものである。われわれが知己に対し慈愛の手を差しのべるに当っては、比較的かれらの事情を知っており、過剰に援助することによってミス⁽²⁾を犯すことはない。むしろその援助は、法的小よび宗教的制裁によって裏付けされなければ、「過剰よりも過少によってあやまちを犯しそうに思える。」⁽³⁾ かといって、これを公の救恤に切替えるには、「非常にデリケートな経験」があったのであって、「立法者がその危惧を充分意識しているときにのみ成功するもの

だ」とする。⁽²⁾

そこで公の救済制度が問題となるが、これとともに、あるいはこれに先立って、貧困を抑制する手段として政府がとつたものに、放浪を罰することがある。ときには国家は放浪の原因たる不謹慎を、雇用を用意することによって、あるいは怠惰を処罰したり、結婚を抑制することによって、妨げようとした。そしてこれらが失敗したときに、施し物を与えることを禁じたりしたが、これは失敗である。そこで他の方法として、あらゆる困窮者に被救済権を与えることがあつたが、これは費用が高くつく。この問題こそ、過去二〇〇年間人々を悩ましてきた問題である。しかし、その間に私的救済との相異について、二・三の原則が確立されてきた。その第一は、公的救済は個人的なそれと全く性質を異にし、動機は純粹であるが、自分の財布から費用を支出するのではないから、少しも犠牲を感じず、これに他の政治的動機が結びついて、その管理がかんばしくない。第二に、救済は受けるべき側において制限されるべきで、被救済者は独立労働者よりよい状態にならないようにすべきである⁽³⁾ことである。これらの問題は、救済法改正に際しての中心課題であつた。

シイニョアはチャドウィック (Edward Chadwick) と共に、一八三四年の委員会の報告書をまとめあげた。救貧行政組織の改革はチャドウィックの発案であつたようだが、文章全体を平易に書いたのはシイニョアであつたし、さらに彼は法案の作成にも加わつた。尤も、だからといって、改正救貧法の実際的措施の一切がシイニョアの責任であるというわけではないが、少くともその指導原理を供したのものとして考えられる。

シイニョアの一般的意見は、既にのべたごとく、三四年の改正以前のような、有能貧民への戸外救済制は救貧税を増大させるばかりで、勤勉心・先慮の念・節儉への刺戟を破壊するから、労働者と被救済貧民⁽⁴⁾ (Pauper) を分け、後者に対する救恤をよく管理された労役場 (workhouse) でなすべく、その待遇は独立の労働者より低い水準でなされるべきだとする。この二つの原則こそ、まさしく三四年委員会の最も基本的なものである。これによって、「貧者につ

いては、要求に適した救済をなさんとし、富者については、負担を平等にし、また配分を節約し用途を規制することによって負担をできるだけ少くすること⁽⁵⁾を達成しようとするものである。

救済の対象となる困窮について、シイニョアはつぎのように考える。原因によってまず三種にわけ、(一)疾病によるもの、(二)食料の欠乏によるもの、(三)失業によるもの。(一)をさらに四つにわけ、すなわち、(イ)急性かつ一時的疾病。これは健康時に心掛けておくべきもので、また縁者の自発的慈善にまつこともできるとして、伝染病以外の場合是对象に入れない。(ロ)青・中年の慢性的疾患。盲目とかかたわで、救済の対象になる。(ハ)老年の自然的老衰。予期しうるものであるから、病院・施療院よりもっと強制的な救済規定をつくるには反対する。(ニ)幼少児の自然的虚弱。とくに孤児の場合を取上げている。これに対する規定は勤勉心や先慮をそこなうことはないが、種々なケースを検討すると孤児に対する公の規定には欠点もあり、それを是正することを否定してはいないが、問題になるものとして断言していない。次に(二)の凶作による困窮について。極端に実行すれば勤勉心や慎慮を阻害する。凶作とは平均生産量の三分の一を割る場合であるが、局部的不作が気候のせいかどうかを確定することはむづかしい。慎重に取扱われるべきものであるとする。(三)の失業について。それに対する給付は、低賃銀に対する給付とともに、人間福祉の源泉たる勤勉心・慎慮・慈愛を破壊するとの理由で反対する。⁽⁶⁾かくて、シイニョアが法的規定による救済の対象として考えるのは、肉体的不具者・狂人・慢性的病弱者それに特定の場合の孤児である。因みに、一八三二―四年委員会の報告書は、労役場に収容しうる貧民を、(イ)老人と真の無能者、(ロ)児童、(ハ)有能女子、(ニ)有能男子、に分類し、種類によって建物を別にすべきを提案した。

ところで、右にのべた救貧法改正の指導理念は、勤勉・慎慮・慈愛心を阻害しないように救済をおこない、もって増大してきた救貧税を減少させようとするのであるが、さらに根本的な理由が述べられている。その一つは人口問題である。シイニョアはマルサス人口法則に同意しはしなかったが、⁽⁷⁾無条件な救貧対策は未婚労働者の地位を既婚者

のそれより良くし、無思慮な結婚を奨励し人口を不定限に増大させる危険があるとした。その二は、より重要なもので、封建制からの解放を意味することである。パウレイによれば、シイニョアの根本理念はつぎのようであると要約している。すなわち、「社会の進歩は個人的自由の漸進的進化とみる。奴隷制の廃止で労働者は法的な人格の自由が与えられた。職業の法的自由は、ギルドおよび徒弟制度の衰退とともに徐々に認められてきたが、現実の自由は、救貧法とその一部たる居住地法の存在によって妨害されている。労働の有効な可動性したがって自由に対する居住地法の影響は明瞭である。……個人的自由とは、民法ならびに刑法によって認められた責任を伴う諸行動に対してのみならず、個人およびその家族の維持——普通の生活として老令になることや病気になることも含む——について責任をもつこととの確認である。救貧法の基本原則はこの概念に一致しない。というのは、その法律は、労働階級はヒューマニティの普通の諸理念や国家の安全・福祉と両立するような方法で、自分達自身で対置してゆくには特に不適任であるという考えに基いているから。かくて、救貧法の廃止は、労働階級の自由と責任の確認に際しての本質的第一歩である。救貧法は、かれらの根本的劣等性のバツジであった。そこで結論されることは、もし救貧法が必要であれば、できるだけこの解放過程を妨げないように作られねばならない」と。

なお、救貧法と密接に関連して、というよりその一環をなすものとして、居住法 (Law of Settlement) が古くから存在し来った。該法による被救済貧民と労働者の居住制限は、一六六二年に始まり、一七九五年で一応なくなったが、前者に対する制限は、三四年以後も残った。シイニョアは、該措置をもって、労働者の勤勉・熟練、農業者の利潤、地主の地代にとって最も有害だとみる。すなわち、被救済貧民は救貧税により養われるから怠惰になり、農業者はその負担のため賃銀基金したがって利潤が減少し、地主もその負担のため時に地代以上の支出を余儀なくされ土地耕作が放置されるからである。かれは、職業 (hiring and service) による居住制限をもって、労働市場を狭隘化し、同一の仕事に労働者が継続的に従事することを妨げ、労働者が傭主より遊離する結果になるとして、特に反対する。

とにかくシイニョアは、居住法をもって救貧制度の濫用の最悪の一つとみ、これなければ救貧手当や労働税のあらゆる紛糾が存在しなかつたとみた。シイニョアは救貧を国家的仕事とみるには反対であったので、住居法については害が最も少くなるように出生による居住権のみを認めたりしたが、全廃こそかれの望ましいところであった。⁽⁹⁾

- (1) N. W. Senior, *Power of Government*—concluded. in *Levy's* Vol. II, pp. 312-3.
- (2) N. W. Senior, *Remarks on the Opposition to the Poor Law Amendment Bill*, 1841. in *Levy's*, p. 314.
- (3) N. W. Senior, *Journals, Conversations, and Essays relating to Ireland*, 1868. Vol. I, pp. 314-7. *Levy's*, pp. 314-7.
- (4) シイニョアは、イングランドの輿論に譲歩して有能貧民の救済を提案したようで、この見解は三六年には変化したと言っており、過去の反対は有能貧民の救済の管理が困難なことにあつたが、いまやそれは「安全且つ有利に」なしうる見通しがついたとしている。いずれにしても、バウレイの指摘するごとく、「乱用が防がれば、有能者へのあらゆる救済を廃止することを望ましいとは考えなかつたようである。」さらに、シイニョアは四七年二度目のオクスフォード大学教授になった際にも、上述根本理念は変つていなが、幾分語調を変え、誰も貧窮で死亡するようなことはさせないと規定することによって、政府は貧困の激しさを和らげうることを指摘し、不完全な発達段階にある国にとってのみならず、このこと自体を望ましいと考えるようになった。もとより、この規定の本質的危険とその濫用されがちなことについてのかれの見解は變つていないが、改正救貧法の成功に感銘したものとみてよい。 cf. *Bowley, op. cit.*, pp. 294-7.
- (5) N. W. Senior, *A Letter to Lord Howick*, 1831, p. 11.
- (6) N. W. Senior, *op. cit.*, pp. 12-25.
- (7) N. W. Senior, *Two Lectures on Population*, 1829.
- (8) M. Bowley, *op. cit.*, pp. 289-90. バウレイはこの引用文を、エディンバラ・レビューの一八四一年のシイニョアの論説の要約としてあげているが、同様のことは、*Report on the Handloom Weavers and Spinners* (L. Robbins, *The Theory of Economic Policy in English Classical Political Economy*, 1952, p. 98.)^o
- (9) M. Bowley, *op. cit.*, pp. 298-305.

六

労働者が団結して組合を結成し、労働運動を展開することに対するシイニョアの見解は極めて厳しいものがある。一八三〇年、メルボーン (Melbourne) 卿の依頼で研究し、その結果を報告しているが、それによると、(一) 徒党を組んだり、組合を結成することを禁じるべきである。(二) 組合結成を教唆すれば罰せられる。ピケも禁止する。(三) 傭主は右の教唆者やピケを作る者を逮捕しうる。(四) 労働者の団結やストライキを煽動する傭主を処罰すべきである。もしこれらの策が適当でないときには、団結のための組合の基金(銀行預金なども含む)を没収してよいとする。⁽¹⁾しかし、このシイニョアの答申は、それを実現するには、余りにも強行策であり、場合によっては望ましくもなかつたので、現実問題とはなりえなかつた。後年(——一八四一年)のかれの発言によれば、右の考え方は、もっぱら労働の可動性や自由を保証しようとするためであつた。としているが、J・S・ミルが、同じような賃銀基金説をとりながらも、組合運動に好意的になつて行つたのと比較すると対称的である。

- (1) M. Bowley, *op. cit.*, pp. 277-8.
- (2) N. W. Senior, *Report on the Hand-loom Weavers*. 1841.

七

最後に教育対策である。これについても多くのことを言っているが、詳細は機会を改めることにして、簡単にみよう。⁽¹⁾かれによれば、不完全な教育の是正は、政府が採りうる貧困の害悪治療策の一つである。教育は三才以降いつ始めてもよく、知識の獲得は少年時代、さらには大人になつてからも努めるべきことである。真によい教育には時間を必要とするが、初等教育を受ける位の暇は、一六・七才までの者は持っている筈であつて、仮りに一三才以下の少年

をみると、一日六―八時間以上の労働は有害であるから禁じるべきで、そうするとその他の時間を差引いても、二三時間の教育時間はあるわけである。そこで、「国家はこの時間に教育を命じたとして、両親を貧乏にするものではない」とし、この主旨を規定した工場法を有用な法律とみる。かれは両親に子供の教育を強制すべきであるとする。さらに教育の費用についても、「いかなる国も、よき初等教育の費用にたえられないほど貧乏ではない。厳格に言えば、それは費用ではない」とする。尤も、個別的には、労働階級の教育費負担率の大きいことは、実態的に肯定し、無教養なものほど教育の必要を痛感しないが、「労働階級は、一団として考えれば、その子供を教育する手段をもつていふ」ことを認める。そして、現在はまだその期に至っていないが、労働階級がその子弟により教育をしようとする手段ならびに聰明さ・自覚をもつようになる時期のくることを期待している。かれの見解では、初等教育の費用は年30s.を下らざることとし、両親が支出できないときは、国家が補助すべき義務があるとする。

それでは、子供の学校教育の運営に両親が関与するのがよいかどうか、ということである。これについてシイニョアはテンプル (Dr. Temple) の、両親を公立学校の経営に参加させるとの意見を引用し、それはたしかに両親をして教育に関心を持たせることになるが、将来はともかく、自身のことをよく処置してゆけない人々に他人の面倒をみる資格はなく、労働階級は子供の教育という仕事には不適當であるとして、右の案に反対すし、両親の学校に対する干渉を悪いとする。

かくのごとく、シイニョアは教育を重視し、ことに初等教育については、あらゆる階級にこれを及ぼすべきを主張し、種々の形での政度の援助および監督を続けてゆくことを必要であるとする。

(1) N. W. Senior, *Suggestions on Popular Education*, 1861. pp. 1-34. in Levy's, pp. 328-40.

以上でシイニョアの政策思想を、政府の一般的職能論、富の増大策、貧困の害悪緩和策（住宅・衛生・工場法・救貧法・教育）、労働組合問題の面にわたって概観した。富——それは労働階級の幸福および道徳的福祉の基礎である——の増大策として、私有財産制度を確立・整備し、もって勤勉心・先慮の念・慈愛心を育成すべきを主張したことは、自由放任的生産政策なる伝統的思考である。ついでかれは、考察のほとんどを労働階級に向け、その地位の改善にとりわけ関心を示した。過度労働を認めないわけではないが、労働者が自身に直接関係ある事柄は自身の判断によるべきであるとの自由主義的思考から労働時間の制限には一般的に反対し（児童については既にみたごとく例外を認む）、また旧救貧法に対しても、労働者が責任と自覚をもって生きてゆくのが近代的市民社会の一員たる証左なりとの観点から、その適用を大いに制限した。その一環たる住居法についても、自由な労働市場の確立・労働効率の向上・生産力増大・賃銀基金増大をもたらしたいために反対した。労働組合運動についても、労働者各人の自由意思の尊重・労働可動性の確保を理由として反対した。しかし、被救済貧民や、労働者の教育については、保健事業とともに、国家の保護・干渉政策を肯定する。

かくのごとく労働者の地位改善・福祉の増大を強調するのであるが、それは旧制度を破棄し、そのうえで専ら独立労働者自らの自覚に訴える面が強く、この意味では自由主義思想家たる面目を堅持している。しかし、他面、政府の機能の範囲を拡張、「社会の一般的利益」の観点から干渉主義を唱道したが、これによって社会改良を意図したわけではなかった（尤も、J・S・ミルのかかるあり方を批判してはいないので、消極的に肯定しているとも考えられるが）。いわんや自由主義と対立するものではなかった。労働者も亦、一個の独立人格として、平等な立場でその地位が認められるという市民社会のたてまえを強調するのあまり、資本主義社会の構造面の事情から由来する貧困を労働

階級自体の心がまえ・自覚の欠如に専ら求める論理は、根本的には、該社会の構造・動向、労働力の性格、労資関係などの認識における欠如に由来するものである。だからこそ、貧困の源（これも早期結婚や相続法などに求める）自体を論じないで、そこから生じる害悪の緩和のみを考えたのである。その限りではマルサスやリカードと異って、社会政策の始祖の一人に数えることはできよう。

積極的な政府の干渉は、とりわけ遅れたところ（たとえばアイルランド）では、強く主調されている。アイルランド問題の詳細は紙巾の都合で取り上げ得ないが、A. Letter to Lord Howick なる報告書をみると、この点がよく伺われる。そこでは「害悪の治療がどこまで政府の職能の範囲内となるかを研究することが最も緊急なわれわれの義務である⁽¹⁾」とし、政府の仕事を、「貧者に関する限り、要求に対して適当な救済を提供しようとすること富者に関する限り、救済を提供する負担を平等にし、さらにその配分を節約し且つ方向を規制することによって負担額をできる限り軽くすること⁽²⁾」に求め、これを「高尚な目的」としている。単にイングランドの旧救貧法を適用するようなことは、もとより反対で、投資の規制（移民を容易にする費用、道路・運河・港の建設など）や税制の改革など、いまだ試みられていない面で政府の活躍を期待し、もって生産力向上をもたらそうとする。シイニョアのかかる主張の裏には、パウレイの主張するごとく、富の極大化と厚生⁽³⁾の極大化の対立が含まれ、ウエルフェアの経済学的思考のあることは事実である。シイニョアは、かれ以前の古典派の人達とは異り、「諸階級間および諸地域間の所得と資本の配分に国家が影響を与えることが望ましく、また可能であると考え、」これによって悲惨な状態を救おうというウエルフェアの思想がみられるが、しかし、それは、勤勉心や先慮の念や慈愛心を減少させることなしに達成されねばならないとしたのであって、これら諸特質をつくり出す力のごく弱く、逆にそれらをそこなおうとする力は殆んど抗しがたいばかりであることを認めている。これら諸特性は、文明・社会の進歩、したがって生産の増大の原動力で、これに第一義的重要性をもたせ、そのもとで現社会についての右に述べたごとき不十分な認識をもっての福祉思想の現実政策化は、その

思想が表明するものよりも、むしろむしろ消極的なものとなる。

- (1) N. W. Senior, *A Letter to Lord Howick*, 1831, pp. 6-7.
- (2) N. W. Senior, *op. cit.*, p. 11.
- (3) M. Bowley, *op. cit.*, p. 251.

〔付記〕 なお、自由貿易に関する見解の *Free Trade and Retaliation*, *Edinburgh Review* July 1943. などとみられるが、紙幅の関係で割愛せざるを得ない。